

2022年3月11日

「エコマーク事業実施要領」および「エコマーク事業に関する事業実施要領、ガイドラインおよび規程集」の一部改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

国内唯一のタイプ I 環境ラベルであるエコマークが準拠する ISO14024「環境ラベル及び宣言- タイプ I 環境ラベル表示- 原則及び手続」は、他の環境マネジメントシステム (EMS) 規格 (ISO14001 等) とは異なり、エコラベル運営団体の認証を目的とした規格ではない。したがって通常、EMS 認証ではマネジメントシステム文書が審査されるが、エコマーク事業の運営手順等を文書化した「エコマーク事業実施要領」および「エコマーク事業に関する事業実施要領、ガイドラインおよび規程集」(以下、ガイドライン) は、こうした第三者による認証を受けているものではない。なおエコマーク制度は、タイプ I 環境ラベルの運営機関で構成される世界エコラベリング・ネットワーク (GEN) による GENICES¹の認証を受けている。

今般、上記規程を再点検したところ、ISO14024 の要求事項に完全に整合できていない箇所があることがわかった(あくまで文書化の問題であり、事業運営の方法に瑕疵があったわけではない)。また、認証機関の能力を審査する ISO/IEC17065「適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」に照らすと、明文化したほうがよい部分もある。

そこで「1. エコマーク事業実施要領 第1章 総則 3-2①」およびガイドラインの規程に基づき、次項の改定について運営委員会の承認を賜りたい。

2. 改定箇所

別紙のとおり。

主な改定ポイント

- ・ Version 番号の運用
- ・ ISO14020「環境ラベル及び宣言-一般原則」への準拠(※ISO14020 は ISO14024 に包含されているが、改めて記載を行う)
- ・ 要求事項に対する検証用様式(基準適合を証明する「付属証明書」)の管理責任
- ・ 認定審査中に基準不適合が判明した場合の手続き
- ・ 審査委員会委員の職務制限
- ・ その他文言の修正

※なお、今回の改定は現状の運用を文書化するものであり、実質的な内容変更はない。

3. 改定日 2022年4月1日予定

以上

¹ 環境ラベルの基準策定方法や組織体制などが ISO14024 に則って運営されているかを GEN の「専門家による評価パネル」が評価する監査システム。